

まちサポ総務班 活動細則

(総則)

第1条 この会の円滑な運営のため、事務局と会員をつなぐ役目として「まちサポ総務班」（以下総務班という）を設置します。

第2条 この会は、総務班を補佐する外部アドバイザーを置くことができます。

(活動)

第3条 総務班は事務局と協働し、この会を充実させるため次の活動を行います。

- (1) ボランティア活動における質的向上のための活動
- (2) 価値発信と仲間獲得のための活動
- (3) 自主的な社会貢献活動
- (4) 運営上必要な基盤を整備する活動

2 上記に掲げる活動を円滑に行うために会員による自主事業を開催できます。

- (1) 事業は会員発案のものであること
- (2) その事業にかかる費用を参加費として徴収することができる

(会計)

第4条 第3条で発生した会員に返還できない余剰金等預り金を適正に処理するため総務班に会計を設置し、以下の処理を行います

- (1) 会員より参加費を徴収し開催したイベントの過不足金処理
- (2) その他連絡会議において入金が適正と判断された金銭を預かることができる
- (3) 出納簿を作成し総会において収支報告を行うこと

(会計監査)

第5条 第4条における会計処理について会計監査を選任し監査を受けることとする

- (1) 会計監査人は、当該年度の総会において事務局から1名、会員から1名を任命する。
- (2) 事業年度終了後、速やかに監査を実施し総会において会計監査報告を行う。

(選任)

第6条 総務班は、総会において会員の中から選任します。

(任期)

第7条 総務班の任期は、2年とし再任は妨げません。

(会議)

第8条 情報共有・課題検討のために事務局との連絡会議をおおむね月1回開催します。

第9条 連絡会議は、総務班、事務局をもって構成します。

(守秘義務)

第10条 総務班活動で知り得た情報は、個人情報保護等にかかる守秘義務に留意しなくてはなりません。

(規則の変更)

第11条 この規則は、連絡会議で検討し必要に応じた変更を行います。ただし、

変更が生じた場合は全会員へ通知します。

附則

1 この規則は、2021年11月21日から施行します。

2 2025年6月26日改定（第3条追記、第4・5条新設）